

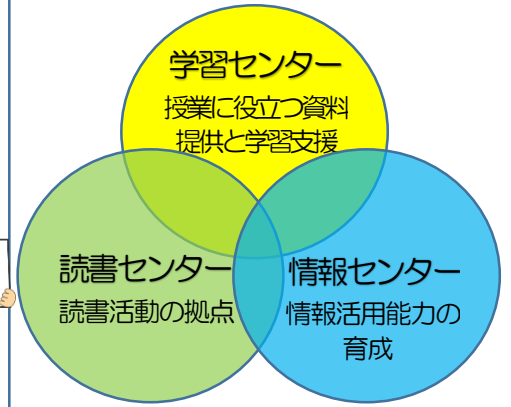
学校図書館の効果的な運営と利活用の充実に向けて

学校図書館は、読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる重要な機能^(※)を有しているなど、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備（学校図書館法第1条）」です。今後は、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に資する役割が、一層期待されています。

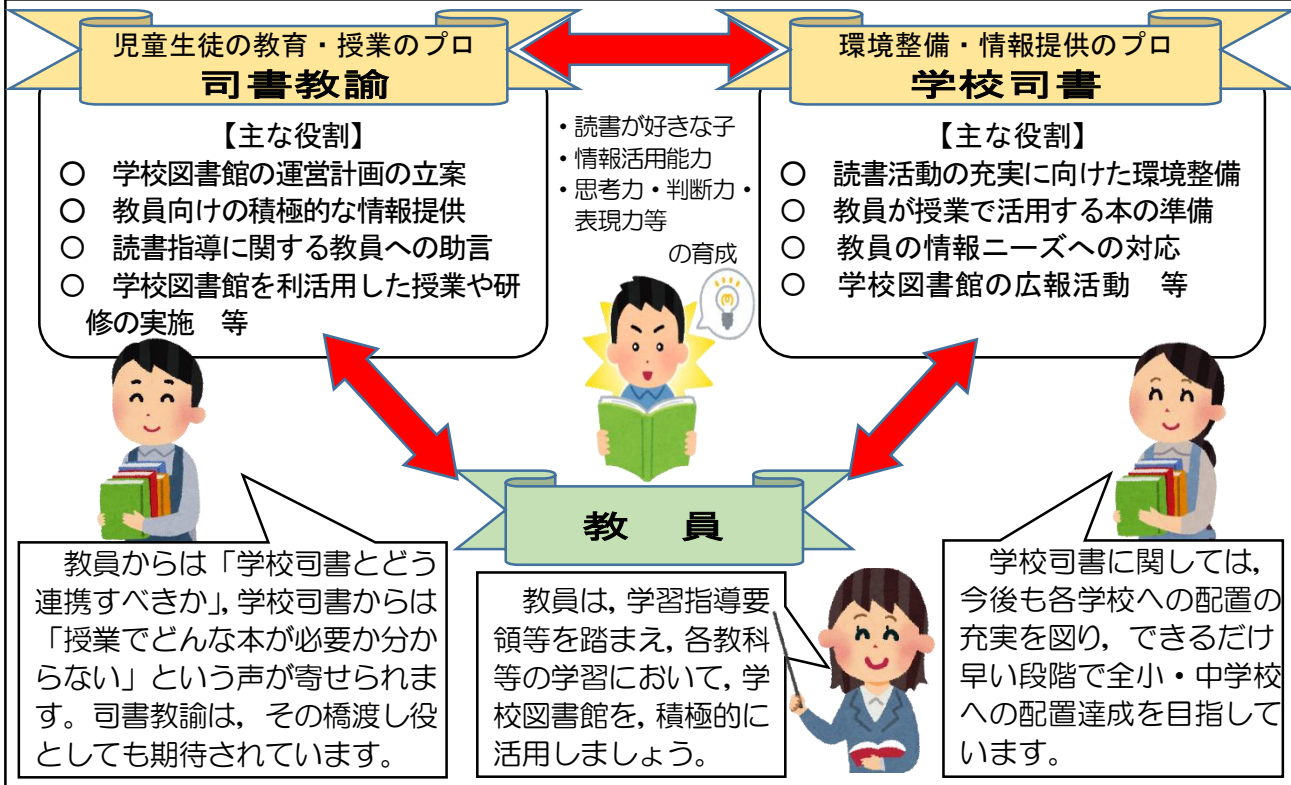
校長による学校図書館の運営のポイント

- 学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針に盛り込み、その方針を全教職員に示す
- 図書の適切な廃棄・更新が行われるよう、「購入規則」や「廃棄基準」を明文化する
- 学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、運営の改善を図る
- 「図書館運営委員会」等、学校図書館に関する校内組織を設けて、円滑な運営を図る

※ 学校図書館の3つの機能



学校図書館の「館長」としての役割を担う校長は、学校図書館の利活用を組織的に促進するため、司書教諭と学校司書の役割を明確にします。



学校図書館がその機能を十分に発揮し、学校の教育課程の展開に寄与したり、全ての児童生徒の健全な教養を育成したりするためには、校長のリーダーシップの下、学校図書館に携わる全ての教職員等が、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力できる体制づくりを実現することが大切です。

参考:「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」(H28.10 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議)
「つなげる・ひろげる・そだてる 学校図書館 ～学校図書館活用ハンドブック～」(H28.3 鳥取県教育委員会)